

告 示 第215号

令和7年2月21日

鹿児島市長 下鶴 隆央

令和8年度固定資産税・都市計画税納税通知書作成等業務委託契約に係る制限付き一般競争入札について（公告）

令和8年度固定資産税・都市計画税納税通知書作成等業務委託契約に係る制限付き一般競争入札に参加する者に必要な資格を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき次のとおり定めたので、同令第167条の5第2項及び第167条の6第1項並びに鹿児島市契約規則（昭和60年規則第25号）第3条の規定により公告します。

記

1 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託契約

- (1) 令和8年度固定資産税・都市計画税納税通知書等（コンビニエンスストア等での収納に 対応したもの）の作成
- (2) 納税通知書等用紙へのデータ印刷
- (3) 印刷済み納税通知書等の封入封かん作業

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 鹿児島市内に主たる事務所又は営業所を有する法人であること。
- (2) この公告の日（以下「公告日」という。）までに納期の到来している市税を完納していること。
- (3) 公告日以後において、本市から契約に係る指名停止を受けている期間がない者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の申立てがなされている法人又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (9) 一般財団法人 日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマーク制度の認証又は一般社団法人 情報マネジメントシステム認定センターが認定するISM適合性評価制度の認証を受けている者であること。
- (10) 令和5年4月1日以降において、税金、公共料金等の納付書（コンビニエンスストア収納用バーコードGS1-128及び地方税統一QRコード（eL-QR）使用）の作成及び封入封かん業務を行った実績があること。
- (11) 異常検知装置を備えた封入封かん機を保有しており、封入封かん事故発生時に迅速に代替作業が可能である体制を整えていること。

3 受付要領

(1) 申請書の受付期間

令和7年2月21日（金）から同年3月7日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

(2) 申請書の受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 申請書交付場所、提出場所及び問い合わせ先

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市総務局税務部資産税課賦課総括係（別館2階）

電話 099-216-1180

(4) 申請書等の様式は、鹿児島市ホームページ（<https://www.city.kagoshima.lg.jp/>）においても入手することができる。

4 提出書類

- (1) 令和8年度固定資産税・都市計画税納税通知書作成等業務委託に係る制限付き一般競争入札参加資格審査申請書（様式あり）
- (2) 会社概要書（様式あり）
- (3) 法人の登記簿謄本
- (4) 市税滞納有無調査承諾書（様式あり）
- (5) 印鑑証明書（3か月以内に発行されたもの）

- (6) 直近1期分の財務諸表
- (7) プライバシーマーク認証又はISM S適合性評価制度認証の取得を証明する書類（写しでも可）
- (8) コンビニエンスストアでの収納に対応した税金、公共料金等の納付書の作成及び封入封かん業務受託実績（様式あり）
- (9) 封入封かん機の仕様及び稼動台数が分かる書類
- (10) 封入封かん事故発生時の代替作業が可能である体制を整えていることを示す書類

5 注意事項

- (1) 提出書類は、提出日現在で作成すること。
- (2) 公告日現在において、鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿又は鹿児島市物品購入等入札参加有資格業者名簿に登載されている者は、4の(3)、(5)及び(6)の書類の提出を省略することができる。

6 入札参加資格の審査及び通知等

- (1) 入札参加資格は、提出された書面により審査し、その結果は令和7年3月17日（月）までに通知する。
- (2) 入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日から2日（休日、土曜日及び日曜日を除く。）以内に市長に対して、入札参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる。なお、説明を求める場合には、3(2)の受付時間内に3(3)の場所に書面を持参して行わなければならない。
- (3) (2)の説明を求められたときは、説明を求められた日から2日（休日、土曜日及び日曜日を除く。）以内に書面により回答する。

7 仕様書等の閲覧及び質疑応答

- (1) この契約の仕様書等（以下「仕様書等」という。）は、令和7年2月21日（金）から同年3月26日（水）までの間、本市ホームページにおいて閲覧に供する。
- (2) 仕様書等に関して質問がある場合は、質問書様式に質問事項を記載し、電子メールで送付すること。
 - ア 受付期間及び受付時間
公告日から令和7年3月7日（金）午後5時15分まで
 - イ 受付電子メールアドレス
shisanzei@city.kagoshima.lg.jp
 - ウ 質問書様式交付場所
本市ホームページにおいて入手することができる。

- (3) (2)に関する回答は、質問を受け付けた日から3日（土曜日、日曜日及び休日を除く。）以内の日から令和7年3月26日（水）までの間、本市ホームページ上に掲載する。

8 入札説明会

実施しない。

9 入札の日時及び場所

(1) 日時

令和7年3月26日（水）午後1時30分から

(2) 場所

鹿児島市役所東別館2階201会議室

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は、鹿児島市契約規則第5条第3号の規定により免除とする。
(2) 契約保証金は、鹿児島市契約規則第26条第9号の規定により免除とする。

11 最低制限価格

設定しない。

12 入札方法

- (1) 郵便及びファックスによる入札は、認めない。
(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 入札執行回数は、3回までとする。

13 開札

即時開札

14 入札の無効等

- (1) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格のない者及び申請書に虚偽の記載をした者のした入札
イ 委任状を持参しない代理人のした入札

- ウ 記名のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札
 - エ 2以上の入札書（他の入札参加者の代理人として提出する入札書を含む。）による入札
 - オ 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
 - カ 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札
 - キ 再度入札における前回の入札の最低金額以上の金額による入札
 - ク 明らかに連合によると認められる入札
 - ケ その他入札に関する条件に違反した入札
- (2) 代理人による入札をしようとするときは、入札前に委任状を提出すること。
- (3) 同価入札をした者は、くじによる落札決定においてくじを辞退することはできない。
- (4) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (5) 初度又は再度の入札に参加しなかった者及び無効事項に該当する入札をした者は、その後の再度の入札に参加することができないものとする。
- (6) この入札は、令和7年3月31日までに鹿児島市議会において令和7年度予算が可決されなかった場合は、無効となる。

1 5 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とする。

1 6 契約締結の申出期限等

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日（土曜日及び日曜日を除く。）以内に契約に必要な書類を提出しなければならない。